

能美市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定により随時監査（学校監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年1月31日

能美市監査委員 齊 藤 敏 明

能美市監査委員 南 山 修 一

1. 監査実施日

令和7年1月15日（水）

2. 監査対象校

（1）小学校 3校

辰口中央小学校、宮竹小学校、和気小学校

（2）中学校 1校

辰口中学校

3. 監査対象

令和5年度における学校の財務に関する事務執行及び令和6年度における施設の維持管理状況並びに安全管理

市内8小学校、3中学校について3年計画で実施する。本年度は、辰口地区の4校を対象とした。

4. 監査方法

各学校において、事前に提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が学校長及び所管課職員から概要説明を聴取し、質疑応答を行った。また、施設が適切に管理されているか現地確認を行った。

5. 監査の結果

(1) 滞納処理について

今回の監査では、1校で過年度分の滞納が見受けられた。これまで、納入される見込みが低い5年以上前の滞納については、不納欠損処理等の統一した対応基準を教育委員会事務局で作成し処理することを検討頂きたいと言及してきたところである。この点については、教育委員会事務局と税務債権課で協議を行い、その方向であることを確認した。

(2) 学校施設等の安全管理について

各学校とも老朽化による施設設備の不具合個所の把握がなされており、教育委員会事務局とも情報共有されている。

能美市の財政状況については限りある中で多くの事業が実施されており、多額の修繕費が負担となることは承知しているが、サッシから雨水が浸み込んできたり廊下で雨漏りする箇所があるなど、児童生徒の安全の不都合を解消するための経費については適時予算化されることを昨年同様に希望するものである。

また、辰口中央小学校においては、校舎とグラウンドの間の通路は、学校用地として借入している会社の従業員等の車両が通行できる取決めとなっているとのことで、通勤退勤や資材搬入等のためのトラックなども通行している。特に校門から校舎までの通路は、急こう配で道幅が狭く、以前から児童の安全が危惧されてきたところである。このことについては、児童のより安全な通学路の確保と車両が交差できる道路幅を確保するための用地取得・設計業務をおこない、来年度以降に工事を実施する予定とのことであり、児童の安全確保のため早期の完成を希望するものである。

その他、防犯カメラについては、4校全てにおいて、故障等により必要が生じたときに映像を確認しているとのことであった。これについては安全面の観点から肝心の時に機能しなかったということがないように、定期的な動作確認をお願いしたい。